

中 神 土 地 区 画 整 理 事 業 第 二 工 区 の 建 築 制 限 に つ い て

当事業区域内で、建物を新築や増改築などする場合は事業の施行者の意見をもって、昭島市長に土地区画整理法第76条第1項の許可を受ける必要があります。

建 築 等 の 計 画 （ 手 続 ） に つ い て

①宅地の規模について

敷地面積及び周囲長は、仮換地指定通知の数値内にしてください。

②建築主と土地所有者についての確認

建築主と土地所有者が異なる場合は『土地使用承諾書』を提出していただきます。この『土地使用承諾書』には、土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付してください。

また、土地の売買直後では、売買契約書の写し等、新たな土地所有者が確認できるものを添付してください。

③土地区画整理法第76条許可申請について

区画整理事業区域内の建築行為等については、当区画整理課に土地区画整理法第76条許可申請書を提出し、昭島市長の許可を受けてください。

< 手 続 ・ 提 出 書 類 等 >

- ・ 「許可申請書」は当区画整理課にあります。
- ・ 許可申請には、委任状、建築物確認申請書（第一面～第六面）、案内図、配置図、平面図、立面図を各1部、添付してください。
- ・ 許可に要する日数は14日程度です。

④ライフラインについて

水道は、水道部(543-6111)へ、下水道は都市整備部下水道課(544-5111)へご相談ください。
また、ガスは昭島ガス(546-1111)へご確認ください。

※事業完了時に清算金が発生する場合があります。

権利者との換地相互間に生じる不均衡を是正するため徴収、交付する金銭のことを「清算金」といいます。

中神駅北口駅前地区地区計画の届け出が、都市計画部地域開発課に必要となります。
また、昭島市宅地開発等指導要綱に係る場合も、同課へご相談ください。

◇お問い合わせ先◇

昭島市 都市計画部 区画整理課 換地係
昭島市中神町1136番地16
電 話 042-545-4100
FAX 042-541-4570

(2023. 2)